

令和 2 年 度 第 1 回
土 浦 市 総 合 教 育 会 議 会 議 録

1. 日 時 令和 2 年 1 1 月 9 日 (月) 午後 4 時より

2. 場 所 ウララ 2 教育委員会 会議室 1

3. 構 成 員 市 長 安 藤 真 理 子
教 育 長 井 坂 隆
教育長職務代理者 今 野 登喜子
委 員 鈴 木 敏 之
委 員 長 沼 早 苗
委 員 岡 島 学

4. 構成員以外の出席者

副 市 長	東 郷 和 男	副 市 長	栗 原 正 夫
市長公室長	川 村 正 明	保健福祉部長	塚 本 哲 生
教 育 部 長	羽 生 元 幸	政策企画課長	佐々木 啓
政策企画課政策員	小 川 清 明	こども福祉課長	菊 田 宏 巳
こども福祉課保育係長	小 神 野 昭 博	主任就学前教育推進員	井 坂 庄 衛
就学前教育推進員	酒 井 将 志	学 務 課 長	田 中 裕 之
文化生涯学習課長	中 澤 達 也	指 導 課 長	中 山 弘
教育総務課長	藤 井 徹	教育総務課課長補佐	塚 本 富 美 代

5. 次 第

(1) 開 会

(2) 市長挨拶

(3) 協議事項

① 土浦市立認定こども園 土浦幼稚園の設置について (案)

(4) 報告事項

① 就学前教育推進事業について (令和 2 年度の取組状況)

② コミュニティ・スクールについて

(5) その他

6. 閉 会

7. 議事内容

教育総務課 それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和2年度第1回土浦市総合教育会議を開催させていただきます。

本日、司会を務めさせていただきます教育総務課長の藤井と申します。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、本会議を主宰いたします安藤市長よりご挨拶を申し上げます。市長、よろしくお願いいたします。

市 長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、土浦市総合教育会議にご出席をいただきまして、ありがとうございます。教育委員の皆様方には、日頃より土浦市の教育行政の充実と発展に多大なるご尽力をいただいておりますこと、誠に感謝申し上げます。この総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、市長と教育委員会が本市の教育の課題やあるべき姿を共有し、連携して、効果的に教育行政を推進していくため、平成27年度に設置いたしました。

当会議では、これまで第2次土浦市教育大綱や就学前教育などを議題として貴重なご意見をいただいております、教育委員の皆様と本市の教育行政における重要な施策について、協議、調整を行うために大変有意義な会議であると認識しております。

本日の議題は報告事項が2件、そして土浦市立認定こども園土浦幼稚園の設置について、が協議事項となっておりますが、皆様と目指すべき方向性の共有を図りながら、事業の円滑な推進に努めてまいりたいと考えておりますので、忌憚のないご意見をお願い申し上げまして、挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

教育総務課 ありがとうございます。本日は今年度第1回目の会議となりますので、事務局より資料の会議次第の裏面にございます出席者名簿に従いまして、皆様のご紹介をさせていただきます。

————出席者自己紹介————

教育総務課 以上、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。事前にお配りしております会議次第が表紙につづられている資料でございます。よろしいでしょうか。なお、本会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により公開としておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。ここからの議事進行は、土浦市総合教育会議運営要綱第3条の規定により安藤市長に会議の議長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

市 長 ただいま事務局から説明がありましたとおり、議長を務めさせていただきますので、円滑な議事進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日の進行につきましては、項目ごとに担当課から説明した後、質疑応答を行いながら協議いただき、また、ご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは初めに、協議事項（1）土浦市立認定こども園土浦幼稚園の設置について

(案)を菊田こども福祉課長から説明させていただきます。

では、資料3ページ、土浦市立認定こども園土浦幼稚園の設置について説明させていただきます。

1番の設置の理由等でございます。この認定こども園ですけれども、保育所と幼稚園との両方の機能を併せ持つ施設でございます。

(1)の認定こども園土浦幼稚園について、でございますが、土浦市立幼稚園の再編計画完了後、この再編計画によりまして土浦幼稚園は令和4年3月末をもって終了予定となっております。この完了後について、土浦幼稚園の名称、歴史、文化を後世に残すため、土浦幼稚園を市立認定こども園土浦幼稚園幼保連携型として継承するものでございます。認定こども園になることで、需要の高い保育園児を受けることになりまして、幼稚園児も現在は4歳、5歳ですけれども、3歳児からの受入れが可能となります。

そして(2)の東崎保育所の民間活力導入について、でございますが、この民間活力導入につきましては、小泉政権時代の三位一体改革によりまして、公立保育所への施設整備費や運営費への補助金がカットされたこと、それを受けて民間活力の導入を進めてきたものでございます。土浦市では、平成28年度から民間活力導入を進めまして、平成28年度から令和2年度までの5年間と、令和3年度から令和7年度までの5年間、これを前期・後期と分けまして、前期の5年間におきましては、10所あったうちの6所を対象としておりました。そして後期のほうは4所を対象としております。前期の6所のうち、既に5所につきましては、民間への移管又は移管を予定しており、既に4所が移管しておりまして、1所が令和3年3月で移管します。そして東崎保育所が今年の予定ではございました。この東崎保育所の民間活力導入について、でございますけれども、認定こども園の保育部分につきましては、東崎保育所の保育機能を移転して認定こども園に集約するものでございます。このため、今年度の民間活力導入事業、東崎保育所分につきましては、実施をしないことといたします。

そして2番目の設置の内容でございますが、詳細については現在検討中でございます。場所につきましては、現在の土浦幼稚園の所在地です。規模、定員につきましては、仮にですけれども、100人程度で考えております。内訳として、教育部分、幼稚園部分が40人、保育部分が60人程度で考えております。園舎につきましては、新築または園舎の改修で検討しております。

3番目の現時点でのスケジュールです。令和2年度は、事業内容の検討でございます。①8月には、文教厚生事前委員会で事業の方向性を説明しております。今回出させていただいている資料とほぼ同じ内容でございます。そして、この①と②の間に、今月、議会や子ども・子育て会議などで議論をしていただく機会を予定させていただいております。ここには書いてないのですけれども、11月6日には、子ども・子育て会議においてご意見をいただきました。そして今週11月13日には、臨時の文教厚生委員会、そして11月17日は民間活力導入の後期計画の策定委員会、そして11月26日には、12月議会の文教厚生委員会事前委員会がございます。詳細を報告させていただいて、ご議論をいただきたいと思いますと考えております。その上で、いただい

た意見を踏まえて、②の12月議会の全員協議会で事業の方向性を説明したいと考えております。そして③12月以降、議会が終了後ということですがけれども、東崎保育所の保護者への説明会を考えております。

そして令和3年度には、工事に係る実施設計を行い、令和4年3月末で土浦幼稚園が運営終了となって、その後、令和4年度に園舎に係る工事を開始して、令和5年度、最短の場合でございますけれども、園舎に係る工事が完了して、認定こども園の開園、そして開園時には東崎保育所の保育機能の移転と、このようなスケジュールで考えてございます。

説明は以上でございます。

市長 ありがとうございます。では、ご審議いただきます。ご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

長沼委員。

長沼委員 私も教育委員になってあまり日がないので、分からないことが多いのですが、幼稚園は土浦幼稚園を含めて無くすというような方向でお話を聞いていましたし、それから人数も結構少なく、今現在いらっしゃる園児も大変少なかったように記憶をしています。土浦幼稚園は大変歴史のある幼稚園だと伺っているのですが、実際のところ、東崎保育所から、今現在どのくらい保育の方がいるのかとか、どうしても移転をするしかない、場所もまたさらに移転をしてお金をかけてという、移転をするということは、何かとてもメリットがあることなのでしょうか。

こども福祉課長 現在の保育所の定員は120名ですが、現在52名のお子さんが通所しておられます。

長沼委員 そうすると、東崎保育所へ民間活力を導入していたけれども、それはやめるので、その方々が今度、全部土浦認定こども園に来られるということですか。

こども福祉課長 おっしゃるとおりで、保育機能をそのまま移転しますので、東崎保育所のほうから引っ越しのような形でこちらのほうにと考えております。

市長 今野委員。

今野委員 現在の東崎保育所で保育をしている子どもたちの年齢というのは何歳から何歳児ですか。

こども福祉課長 1歳児から5歳児までということで、0歳児はお預かりしていないです。

今野委員 そうすると、新しく仮に認定こども園という形で出発したときには、3歳児以降になりますけれども、今現在の1歳・2歳対象児は預からないということになります。そのときの1歳児、2歳児の居場所はどうなりますか。

こども福祉課長 そのままお預かりします。認定こども園の認定の仕方が1号と2号と3号とありまして、1号が3歳から5歳までの幼稚園部分、2号は3歳から5歳までの保育所部分、そして3号が0から2歳までの保育所部分です。そのような認定でございまして、いずれの認定のお子さんもお預かりということになります。

今野委員 ここに(1)に書いてある幼稚園児も3歳児からの受入れが可能となるというのは、幼稚園としてのその部分のことですね。

こども福祉課長 おっしゃるとおりです。

今野委員 分かりました。

市 長
鈴 木 委 員 鈴木委員。
そうすると、計画としては、教育の部分、幼稚園児というか40人で、保育が60人、これは初めからお子さんは教育の部門で、こちらの方は保育と完全に分けて、スタッフも別々でやるのでしょうか。

こども福祉課長 クラスとしまして、年齢で同じクラスというようなことで考えております。ですので、例えば0・1・2歳児は保育部分ですけれども、3歳児の場合は幼稚園の部分も、保育所部分の子どもたちも同じクラスで、ただ、預かっている時間が違うと、そのように考えております。県内の公立の認定こども園では、皆そのようなやり方でやっている聞いております。

市 長
岡 島 委 員 岡島委員。
参考までですけれども、土浦市内の待機児童はどのくらいか、データを教えてください。

こども福祉課長 今年の4月現在では2名です。10月時点で11名です。

市 長
教 育 長 井坂教育長。
幼稚園は学校教育法の1条で学校と認定されていますが、学校と学校でない園児が同じクラスにすることになる。Aさんは幼稚園、Bさんは厚生労働省、あるいは内閣府の所管のこども園、ということでいろいろと制度的にも本人的にも不都合が出るんじゃないですか。

こども福祉課長 その点不勉強で、現在確認しておりませんので、大変申し訳ございません。

教 育 長 前例は全国的にあるということなので、境町でもやっていたと思いますが、それらを参考にしているということでもいいですか。

こども福祉課長 県内の他市でも公立の認定こども園がございまして、それを参考にしていきたいと思っております。

教 育 長 土浦幼稚園は令和4年3月に閉じる。しかし、土浦幼稚園という名前は残したい。土浦幼稚園の実態は、認定こども園ということになるんですか。

こども福祉課長 はい。

市 長 ほかにご意見、ご質問はありますか。よろしいでしょうか。それでは、ほかにご意見等ないようでございますので、認定こども園土浦幼稚園の設置につきましては、今後とも、教育委員会と市長部局において十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して事業を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより報告事項に入りたいと思います。

（１）就学前教育推進事業について（令和２年度の取組状況）の報告を中澤文化生涯学習課長から報告させていただきます。

文化生涯学習課長 報告事項の（１）就学前教育推進事業及び（２）コミュニティ・スクールにつきましては、平成30年度の総合教育会議で、また、就学前教育については、今年の２月にもご説明させていただいた経緯がございますが、現在の状況につきまして、改めてご報告させていただきます。

初めに、（１）土浦市就学前教育推進事業について、令和２年度の取組状況をご説明いたします。資料の４ページをお願いいたします。

就学前教育推進事業は、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図ることを推進するものでして、一番目の就学前教育連絡調整会議の開催につきましては、記載内容のとおり、令和元年度から実施しているものでございます。

また、2番目の保幼小連携協議会の設置につきましては、今年度の5月に要綱を制定し、記載内容のとおり、協議会を発足いたしました。

恐れ入りますが、説明文の3行目、幼稚園の文字が2カ所重複してしまいましたので、後ろのほうの幼稚園を削除願います。申し訳ございませんでした。

続きまして、3番目、幼児教育と小学校教育を結ぶ連携の第2ステップにつきましては、保幼小連携事業の進捗を、令和元年度を第1ステップ、令和2年度を第2ステップ、3年度を第3ステップ、4年度以降を第4ステップとして、段階的に目標を定めたものでして、四角い枠の中に記載しております内容が今年度の目標事業となっております。

4番目の保幼小連携カリキュラム作成委員会の開催につきましては、保育所や幼稚園と小学校が円滑に連携・接続できるように、土浦市独自の保幼小連携カリキュラムを作成するための委員会を今年度より立ち上げ、これまでに3回の委員会を実施しております。

5番目の保育所・幼稚園、小学校訪問の実施につきましては、記載内容のとおり、保育所・幼稚園、小学校の授業参観を令和元年度から実施しているものでございます。

説明は以上でございます。

市長

ありがとうございます。ただいまの概要について、ご質問、ご意見等はございますか。

長沼委員。

長沼委員

最後の幼稚園・小学校訪問という事業についてなんですが、学校を見学させていただいたところでは、地域差が結構あるような感じで、大変うまくいっているところと、なかなか連携という形が難しいようなところも見受けられたのですが、実際、そのような活動内容はいかがでしょうか。

主任就学前教育推進員

公立・私立が含まれていますので、現段階では、保幼小連携の考え方が十分伝わらない部分もありますので、今後、カリキュラム等の作成を通して、さらに同じような方向に向けるように進めているところでございます。やはり、差は現段階ではあります。

今野委員

同じことになりますが、学校訪問をさせていただいた折に、昨年度までは保幼小連携という文言がきちっと学校運営の中に出ていたので、その方向で進んできていることは分かっていたのですが、今年になって、そのものが大抵の小学校ではなくなっていたので、実は質問をしました。カリキュラムができましたということで、その次の段階の具体的な活動については今まで当然やってきた卒園、入学時の交流・情報交換とか、年に1回ぐらいの交流はやっていますが、コロナということもあって、だいぶ今年は難しいという状況を伺いました。

ただ一つ、とても気になったのは、全部ではないのですが、私立のほうの幼稚園のほうから、私学というか、私立としての教育理念があるので、学校とのそう

主任就学前教育推進員
市長

した交流は遠慮したいという極端なところもあると伺いました。やはり現場はなかなかうまくいってないのではないかなというふうな印象を持って訪問を終えました。併せて報告したいと思います。

ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ないようでしたら、続いて報告事項の二つ目、コミュニティ・スクールについて、中澤課長、お願いします。

文化生涯学習課長

コミュニティ・スクールについてご説明いたします。資料の5ページをお願いいたします。

1番目のコミュニティ・スクールについて、でございますが、コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校のことでして、地域住民などが一定の権限をもって、委員として学校運営に関する協議に加わることで、学校運営の改善・充実を目指し、地域とともにある学校へ転換していくことを目指すものです。

2番目のコミュニティ・スクールに関わる法改正の経緯ですが、平成16年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、創設されたものです。また、平成29年3月の法改正においては、学校運営協議会の設置が努力義務とされております。なお、現在、努力義務となっている学校運営協議会の設置については、法改正後、5年を目途に在り方を見直すことが法の附則に明記されておりますことから、設置については義務化されることが予想されます。

3番目の学校運営協議会委員の役割については、記載のとおりでございます。

4番目の学校運営協議会委員の例については、地域住民、教職員、保護者、学識経験者などが想定されています。

次のページ、6ページをお願いいたします。

5番目の学校評議員制度からコミュニティ・スクールへ、についてですが、現在、土浦市内の公立小中学校・義務教育学校には、学校評議員が5名ずつ配置されており、年2回から4回程度の評議員会議において、学校運営について説明を受け、校長の求めに応じて意見を述べております。学校評議員制度から学校運営協議会制度へ移行することで、委員は学校運営そのものに合議体として意見を述べるができるようになります。一定の役割と責任が付与されることにより、当事者意識を持って学校運営に携わることを期待しているものです。

6番目は、コミュニティ・スクールの県内導入市町村の状況でございます。既に、水戸市、牛久市、高萩市などが導入を開始しております。

7番目の今後の予定でございますが、土浦市においては、文化生涯学習課と指導課の両課において、コミュニティ・スクール導入についての検討を重ねているところです。来年度4月より、1校を2年間、研究推進校として指定し、コミュニティ・スクールの在り方について検証を重ねていく予定でございます。その後、令和5年度4月より、全ての市立小中・義務教育学校に学校運営協議会を設置することを目指しております。なお、今週の13日金曜日に、全小中学校校長を対象に、文部科学省コミュニティ・スクール推進委員の先生を招聘し、研修会を開催する運びとなっております。

説明は以上でございます。

市長

ありがとうございます。ただいまの内容について、ご意見、ご質問等はございますか。

井坂教育長。

教育長

学校評議員制度と、現在ある、コミュニティ・スクールは外部の方から学校の運営についてご意見をもらうということのバージョンアップと考えられますけれども、3、4年前から学校運営協議会を努力目標として設置しなさいということで、首都圏、特に東京や神奈川では、公立学校でコミュニティ・スクールを実施しています。もともと、外国というか、ヨーロッパの学校の中で、教育の人事権も含めて全て地域の人に学校運営を任せてしまうという発想です。これは日本の場合は、例えば教育委員会で学校の先生を預かっていますが、人事権は全て県にあります。市町村教育委員会には、校長先生を選ぶ権利も職員を配置する権利も基本的にはない。ネットなんかでは、文科省は校長先生や教頭先生の人選まで学校運営協議会の委員に任せるといふようなことがあるのですが、本市の文化生涯学習課のほうで文科省に問い合わせたと聞いていますけれども、文科省の答えが曖昧だという話を聞いております。その辺どうなっていますか。要するに、コミュニティ・スクールの委員に校長先生を選ぶという権限も与えるという、極端な話ですけれども。

市長

文化生涯学習課長

中澤課長。

コミュニティ・スクールが導入された当初は、各自治体である程度導入してくれればよいというふうなことでありましたが、法改正が平成29年度にされてから、やはり教育委員会規則に定める教職員の任用に関してというふうなことでございまして、ただ、それはあくまでも教育委員会に意見を述べるができるということですので、決定権の事項というふうなことではないというふうに解釈しておりますので、もし規則を定める場合に、そこら辺の文言を十分そしゃくして規則に定めていきたいと考えているところでございます。

教育長

それは分かるんですが、文科省で制度の中にそういう文言を盛り込んでしまっているような説明を今しているということだと思います。

市長

文化生涯学習課長

中澤課長。

文科省の担当者に問い合わせましたら、担当者も非常に口を濁したようなことでございまして、令和3年度末を目途に再度改正法が施行後5年ということではございますので、そのときに改めて指導的なものが出てくるのかなと。今年度末になりますけれども、それによってコミュニティ・スクール導入についても再度検討していかなければならないと思いますが、ゆえに土浦市としましては、1校を研究推進校ということで、まずは研究していくというふうなことで考えているものでございます。

市長

よろしいですか。ほかにご意見、ご質問はございますか。

鈴木委員。

鈴木委員

茨城県内でこれまでコミュニティ・スクールが導入されている水戸市とか牛久市、そういう市町村で、今、教育長がおっしゃったような学校の人事権に関する意見で問題になった事例はあるのでしょうか。

文化生涯学習課長

現在、もうコミュニティ・スクールを導入しているところについては、人事権は入

れないと。中には、例えば水戸市なんかはそうなんですけれども、人事権は外してございます。ほかの学校においては、規則の中でうまく逃げているといいますか、長い文章を書いて逃げているようなところもありまして、そこら辺を先進事例がございまして、それを参考にして考えていければとは思っております。

鈴木委員

人事権を入れないというふうに明記するというか、そういうふうにつくっていいのでしょうか。

市長
文化生涯学習課長

中澤課長。

非常に難しいところで、まさにそこがポイントとなります。ゆえに、今年度まで、令和3年の再度法改正を検討しているということですので、これを見て対応していければと思っております。

市長
教育長

教育長。

県内の教育長の中でもその話題になって、例えば前もって制度を取り入れている水戸市などは、人事権の部分は除くと明文化している。つくば市は校長、教頭への人事権はつくってないということです。このことは、非常にヨーロッパでは、学校は地域がつくるという発想ですので、例えば土浦市なら土浦市で学校をつくってしまっていていい。日本の場合、全国、北海道から沖縄まで、同じような制度の中で運営して、それが日本の義務教育が充実している一つの要因になっているのも事実です。これから、特に人事権の扱いについて議論が慎重になってくると思います。

市長

ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

そのほか何かございますでしょうか。よろしいですか。それでは、特にないようですので、これをもちまして、令和2年度第1回土浦市総合教育会議を閉会いたします。本日はお忙しい中、ありがとうございました。